

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第7号

定例監査の結果について

平成22年7月12日

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 余 語 博 士

愛知県後期高齢者医療広域連合監査委員 丸 山 繁 治

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

第1 監査の対象

愛知県後期高齢者医療広域連合事務局

第2 監査した期日

平成22年7月12日

第3 監査の範囲

平成21年度における財務に関する事務の執行

第4 監査の方法

事務局職員立会いのもと、諸帳簿その他関係書類を調査するとともに、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性、並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。

第5 監査の結果

平成21年度の後期高齢者医療広域連合事務局の事務処理については、適正に処理されていると認められた。